

●香川県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定を受けた施術者から廃止した旨の届出があった。

平成24年8月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
平成24年 5月30日	香生施 350	國岡 良徳 丸亀市城東町2丁目13番3号	全快堂整骨院 丸亀市土器町東7丁目805番地タクマビル1階	柔道整復 あん摩・マッサージ